



# 家具等の転倒防止 対策を支援します

地震による強い揺れによって家具や家電が倒れると、大きな怪我をするだけでなく、津波や火災等からの避難が困難となります。

ご自身やご家族のかけがえのない生命を守るために、まずは身近な家具等の転倒防止対策から始めましょう。

## ～令和4年度 高知市家具等転倒防止対策支援事業～

### ◆事業概要

家具等に転倒防止器具の取付を行う世帯を対象に、器具の取付を無料で代行します。

ただし、器具の代金については申請者負担です。

- 市から委託を受けた業者が器具を準備し、取付けを行います。
- 器具の取付けができる家具等は5点までです。ただし、家具等の形状が特殊なため取付に時間を要する場合、取付点数を制限することがあります。
- 器具の代金は、家具等5点で約5千円～3万円（目安）です。
- ガラス飛散防止フィルムは、食器棚のガラス戸等、家具等に付随するガラスへの貼付のみ支援対象です。窓ガラスへの貼付はできません。
- ピアノの固定や感震ブレーカーの設置は、支援対象外です。

### ◆支援対象

高知市に居住し、住民登録を行っている者で構成する世帯

- この事業を過去に利用したことのある世帯は、再度利用できません。

### ◆申込期間

令和4年6月13日（月）～令和5年2月28日（火）必着

#### 【お問合せ・お申込み先】

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター3階  
高知市地域防災推進課 TEL088-823-9040

## ◆申込みから器具取付までの流れ

### ①申請書の提出をお願いします。提出期限：令和5年2月28日（火）必着

申請書配付場所：高知市地域防災推進課、各地域の窓口センター  
ふれあいセンター、健康福祉センター、コミュニティセンターなど  
※高知市地域防災推進課からご自宅へ申請書を郵送することも可能

申請書提出場所：高知市地域防災推進課へ持参または郵送

※予算の都合又は新型コロナウイルスの発生状況により、早期に受付を締め切ることがあります。お早めにお申し込みください。

### ②書類審査後、「利用決定通知」を送付します。※①から原則として2週間以内

### ③訪問日程を調整するため、委託業者からお電話を差し上げます。

※②から原則として2週間以内

### ④委託業者がご自宅に訪問します。

従事者は、高知市が発行した従事者証を携帯しています。

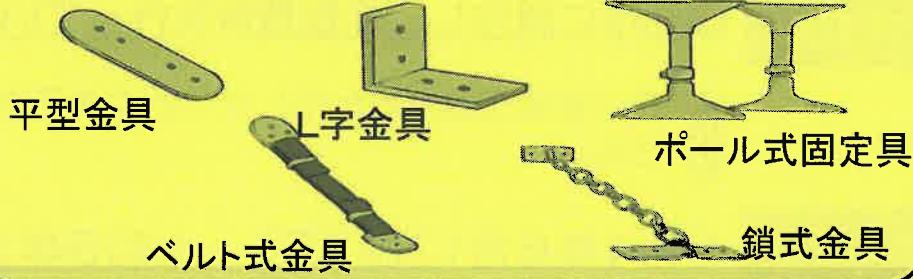
#### ■1回目の訪問（事前調査）

※②から原則として2か月以内。ただし、利用者と委託業者の都合が合わない場合や、申請が一時的に集中した場合などは、2か月を超えることがあります。

ご自宅を訪問し、ご相談のうえ、取付器具や取付場所を決めます。このとき、器具の代金について見積もりを提示します。

見積もり内容にご納得いただければ、委託業者が器具を準備します。

器具の例



#### ■2回目の訪問（器具取付）

1回目の訪問で決定した器具の取付けを行います。※1回目の訪問（事前調査）から原則として2週間以内  
器具の代金は委託業者にお支払いください。

お問い合わせ先 高知市地域防災推進課 TEL 088-823-9040